

平成24年度 教育委員会 第1回臨時会 議案

1 日 時 平成25年3月28日(木) 午前9時

2 場 所 西館7階教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第60号議案 教職員の懲戒処分 ...非

<非>第61号議案 平成25年度新規採用教職員の決定(追加) ...非

<非>第62号議案 平成24年度永年勤続者表彰被表彰者(追加)の決定 ...非

<非>第63号議案 平成25年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 ...非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 1 回臨時会 報告事項

番号	項 目	Page
1	学校運営における公費支出の基準	1

「学校運営における公費支出の基準」

(学校教育課)

1 基準作成に至った経緯

平成 24 年 5 月に国が各都道府県等に対し実施した「学校関係団体が実施する事業の調査」の結果、本来公費支出すべきものについて、本県では過去 5 年間で約 150 万円が県立学校の管理運営に係る経費として、PTA や後援会会計から支援を受けていたことが判明した。

公費で支出すべき基準が明確でなかったことが原因の一つであると考え、その基準を作成し、県立学校に配布して指導を行っていく。

2 監査委員の行政監査との関係

県監査委員事務局で実施した 4 校への行政監査の結果、「公費で支出すべきものについて基本的な基準を作成」するよう、3 月 5 日に教育委員会に対し意見が出され、その意見の内容を上記の基準に反映した。

3 基準の概要（公費負担とすべき経費）

学校の管理運営・教育活動に要する経費で、教育課程やその事務を実施するために、各県立学校が必要な経費は公費負担とする。

基本的な考え方は、次表のとおりである。

区 分	内 容	具 体 例
学校施設・設備の整備	施設の建設に要する経費 (土地購入を含む) 工作物・設備・備品の整備に要する経費	・校舎、体育館、実習棟等の施設や防球フェンス等の工作物の新設・増改築等 ・給排水設備等の設備整備、施設管理用備品の整備等
学校施設・設備等の維持管理	施設・設備の修繕、保守管理等に要する経費	・校舎・グラウンド・体育館・プール等の施設修繕、施設・設備の保守管理等
教職員の人件費等	教職員の給料、手当 非常勤職員等の報酬、賃金 教育活動・管理運営に要する教職員の旅費	・正規の勤務時間内において実施するものに係る経費
教育活動費	学習指導要領等に基づく教育を行うために必要な経費	・授業・実習等の教育活動、学校行事等の特別活動などのための教具、教材等(修繕を含む)の購入、施設等使用料 ・進路・生徒指導業務に係る経費等
管理運営費	その他、上記以外の管理、指導のために必要な経費	・教務等の管理的分掌及びその他学校維持運営活動のための消耗品及び管理用備品(修繕を含む)・印刷製本費 等 ・光熱水費や公費で整備したものの不用品廃棄物処理費などの管理・運営費等 ・公用車の維持管理費

4 学校への説明

平成 25 年 4 月末に、県立学校事務長を対象にした会議で本基準の内容を説明する。